

受講要領：令和5年度 技能講習(実施日・受講料・受講要件等)

| | | | | |
|-------------------|---|--------------------------|--------------------|------------------------|
| 講習種別 | 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習 (登録41号) | | | |
| 実施日 | ①令和5年 5月22日～23日(学科) 令和5年 5月29日及び30日(実技) ②令和5年 9月 4日～ 5日(学科) 令和5年 9月 6日及び 7日(実技) ③令和5年11月13日～14日(学科) 令和5年11月15日及び16日(実技) | | | |
| 受講定員 | ①、②、③ それぞれ 60 名 ※残り定数はホームページでご確認ください。 | | | |
| 申し込み受付開始日 | ①(会員)令和5年2月下旬～5月 8日 (一般)令和5年3月15日～5月 8日 ②(会員)令和5年2月下旬～8月21日 (一般)令和5年7月 4日～8月21日 ③(会員)令和5年2月下旬～10月30日 (一般)令和5年9月13日～10月30日 ※申込みの〆切日は講習日の2週間前です。(定員に達した時点でも締切ります。) ※会員の方は、全ての講習を2月下旬より年間を通して受付けております。 ※一般(非会員)の方は、講習実施日の2か月前から受け付けを開始します。 (一般の方の受付開始日以前のお申込みは無効とします。ご注意ください。) | | | |
| 実施場所 | 学科:徳島県建設センター | 徳島市富田浜 2-10 | ☎088-622-3113 | |
| | 実技:讃岐リース(株)小松島(営) | 小松島市芝生町宮ノ前 16-1 | ☎0885-32-8100 | |
| 講習時間 | 対象 | 合計時間 | 日程 | 時間 |
| | 全科目 | 18時間 | 1日目 | 8時20分～17時20分 終了予定 |
| | | | 2日目 | 8時20分～17時20分 終了予定 |
| | | | 実技 | 7時45分～16時00分 終了予定 |
| 一部免除者 ①、②、③ | 14時間 | 1日目 | 13時45分～17時20分 終了予定 | |
| 2日目 | | 8時20分～17時 5分 終了予定 | | |
| 実技 | | 7時45分～16時00分 終了予定 | | |
| 受講料 (税込) | 全科目 | 会員 39,900円 一般 39,900円 | テキスト代 (税込) | 会員 1,100円 一般 1,900円 |
| | 一部免除者 ①、②、③ | 会員 37,700円 一般 37,700円 | | |
| 受講料・テキスト代 振込期間 | 1)会員の方は、お申込み先の分会等にてお支払いください。 2)一般の方は、申込開始日から講習日の2週間前までに振込みをお願いします。 ※3月15日から3月31日の間のお申込分は、4月1日以降にご入金ください。 ※現金でのお支払いはお受けいたしません。下記口座にお振込みください。 ※指定の期間内にご入金を確認できない場合は、受講票を発送いたしません。 | | | |
| 振込先 | 阿波銀行 本店 普通預金 1365952 口座名義：建設業労働災害防止協会徳島県支部 ※振込手数料をご負担ください。 | | | |

受講資格・受講要件、一部免除の条件など、次ページにつづく

| | |
|------|--|
| 受講要件 | <p>イ) 道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 84 条第 3 項の大型特殊自動車免許を有する者。</p> <p>ロ) 大型・中型・準中型又は普通自動車免許者で、特別教育修了後 3 ヶ月以上 3 t 未満の建設機械又は 1 t 未満の不整地運搬車の運転業務に従事した経験のある者。</p> <p>ハ) 大型・中型・準中型又は普通自動車免許未取得者で、特別教育修了後 6 ヶ月以上 3 t 未満の建設機械又は 1 t 未満の不整地運搬車の運転業務に従事した経験のある者。</p> <p>ニ) 不整地運搬車運転技能講習を修了した者。</p> <p>注)ロ) またはハ) に該当する者は、特別教育修了証の写し又は小型車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)特別教育修了証明書兼運転従事(機体重量 3 t 未満の車両系建設機械)経験証明書が必要です。</p> |
|------|--|

| | |
|---------------|---|
| 講習科目 一部免除者 | <p>①上記受講資格者中、イ) の者。</p> <p>②上記受講資格者中、ロ) の者で特別教育修了証がある者。</p> <p>③不整地運搬車運転技能講習を修了した者。</p> |
| 対象業務 | <p>整地・運搬・積込み用及び掘削用建設機械(トラクターショベル、ドラグショベル等)であって機体重量 3 t 以上で自走できるものの運転作業。(令第 20 条 12 号)</p> |

以下の申込書に手書き、もしくは、エクセル様式をダウンロードしてパソコンで入力し、さらには、必要書類等を準備して、計画表等に示す手順に沿ってお申込みください。